

◎新潟県告示第1119号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記（第6条、第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事入札参加資格審査事項</p> <p>競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>県税等の滞納状況 第3条第1項第3号及び第4号に規定する県税等の滞納の有無</u></p>	<p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有しない者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、前号の納税証明書のほか、法人税又は所得税の納税証明書</u></p> <p>(5) <u>消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記（第6条、第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事入札参加資格審査事項</p> <p>競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 建設業法施行規則第18条の3第1項第8号に掲げる国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（当該事項について評価がされていない総合評定値通知書を提出する者に限る。）</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>県税等の滞納状況 第3条第1項第4号、第5号及び第6号に規定する県税等の滞納の有無</u></p>